別紙様式４号（実施要領第10関係）

交付決定（の修正の）通知の書例

福島県指令（所名の約字）第○○号

事業実施主体（住　　所）

（氏　　名）

　年　月　日付け　第　号で申請（以下「申請書」という。）のあった　　年度福島県農政推進事業補助金（農業でふくしまぐらし支援事業（移住就農等支援事業））については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号。以下「規則」という。）第５条第１項の規定により、次のとおり（又は次のとおり修正の上）交付する。

なお、補助金の交付の対象となる事業の内容については、（下記のとおり修正するほか、）申請書の事業の内容欄記載のとおりとする。

　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福島県○○農林事務所長　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（福　島　県　知　事）

〔補助金の交付対象となる事業〕

１　補助金の交付の対象となる事業は、令和　年　月　日付け第　号で申請のあった令和年度福島県農政推進事業補助金（農業でふくしまぐらし支援事業（移住就農等支援事業））とし、その内容については、申請書の事業内容欄記載のとおりとする。

〔補助事業に要する経費、補助金の額及び補助金の額の変更の権限留保〕

２　補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費　　　　金　　　　　　円

補助金の額　　　　金　　　　　　円

〔経費の配分〕

（申請どおり決定する場合）

３　補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

（修正決定する場合）

４　補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

　　　区分　　　　補助事業に要する経費　　　補助金

　　〇〇〇費　　　　　　　　　〇〇〇円　　　〇〇〇円

〔額の確定〕

５　補助金の額の確定は、補助対象事業費の実績額に、交付要綱別表に定める各経費に対応する補助率を乗じて得た額と前記４の区分ごとの補助金の額（変更された場合には変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

〔交付関係を規制する要綱等の引用〕

６　補助事業者は、別表に掲げる法令等に従わなければならない。

〔交付条件〕

７　補助金交付の条件は、前記６に定めるもののほか次のとおりとする。

（１）補助事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ知事（又は農林事務所長）の承認を受けなければならない。

ア　補助事業に要する経費の配分の変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ　事業の内容の変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ウ　事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（２）補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事（又は農林事務所長）に報告してその指示を受けなければならない。

（別表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法令等名 | 年月日番号等 | 備考 |
| 福島県補助金等の交付に関する規則 | 昭和４５年１０月２７日  福島県規則第１０７号 |  |
| 福島県農政推進事業補助金等交付要綱 | 平成３年９月１８日施行農林水産部長通知 |  |
| 農業でふくしまぐらし支援事業（移住就農等支援事業）実施要領 | 令和６年　月　日付け　農支第　号農林水産部長通知 |  |